

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
<b>◎政策企画部 政策企画課</b>					
1	違反是正のための措置命令等	地域再生法	第17条の12第3項及び第4項		
2	業務運営改善の措置命令等	地域再生法	第22条第2項及び第3項		
<b>◎政策企画部 まちづくり定住課</b>					
3	指定地域共同活動団体に対する改善のための措置命令	地方自治法	第260条の49第11項		
4	指定地域共同活動団体の指定の取消し	地方自治法	第260条の49第12項		
5	基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第38条第4項	【共通担当部署】 政策企画部 まちづくり定住課 建設部 都市計画課 建設部 建築営繕課 教育部 総務課	
6	特定非営利活動法人の認証の取消し	特定非営利活動促進法	第13条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む。)		○
7	特定非営利活動法人に対する改善の命令	特定非営利活動促進法	第42条		○
8	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	特定非営利活動促進法	第43条第1項及び第2項		○
<b>◎総務部 危機管理課</b>					
9	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項		
10	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項		
11	危険物質等の取扱者の措置命令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第103条第3項		
12	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項		
<b>◎総務部 総務課</b>					
13	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項		
14	地縁による団体の認可の取消し	地方自治法	第260条の2第14項		
15	認可地縁団体の合併認可の取消し	地方自治法	第260条の45第1項		
<b>◎総務部 税務課</b>					
16	分担金等の督促	地方自治法	第231条の3第1項		
17	保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律	第104条		
18	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	国民健康保険法	第63条の2	【共通担当部署】 総務部 税務課 環境生活部 市民課	
19	保険料の徴収	国民健康保険法	第76条		
<b>◎総務部 人権推進課</b>					
20	市の区域内で行われる隣保事業についての許可の取消し等	社会福祉法	第73条において準用する第72条		
<b>◎健康福祉部 地域福祉課</b>					
21	勧告に係る措置命令	社会福祉法	第56条第6項(第144条において準用する場合を含む。)		
22	措置命令不履行に対する業務停止等	社会福祉法	第56条第7項(第144条において準用する場合を含む。)		
23	法令違反等による解散命令	社会福祉法	第56条第8項		
24	公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法	第57条		
25	共同募金会に対する解散命令	社会福祉法	第121条		
26	社会福祉連携推進認定の取消し	社会福祉法	第145条第1項及び第2項		
27	職権による保護の変更	生活保護法	第25条第2項		
28	保護の停止、廃止	生活保護法	第26条		
29	報告又は調査に応じないときの保護廃止等	生活保護法	第28条第5項		

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
30	保護の変更、停止、廃止	生活保護法	第62条第3項		
31	費用返還額決定	生活保護法	第63条		
32	扶養義務者からの費用徴収	生活保護法	第77条		
33	保護を受けた者からの費用徴収	生活保護法	第77条の2		
34	不正受給者からの費用徴収	生活保護法	第78条		
35	通所給付決定の取消し	児童福祉法	第21条の5の9第1項		
36	障害福祉サービス提供の措置解除	児童福祉法	第21条の6		
37	助産の実施の解除	児童福祉法	第22条		
38	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の35第3項		
39	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等	児童福祉法	第24条の36		
40	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の40第3項		
41	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	児童福祉法	第25条の7第1項第2号		
42	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項		
43	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等	児童福祉法	第57条の2第1項及び第2項		
44	障害児福祉手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条		
45	障害児福祉手当の支給の制限①	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第20条		
46	障害児福祉手当の支給の制限②	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第21条		
47	障害児福祉手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第22条第2項		
48	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第24条		
49	障害児福祉手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		
50	調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		
51	手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		
52	特別障害者手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の2		
53	特別障害者手当の支給の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の4		
54	特別障害者手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
55	調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
56	特別障害者手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
57	特別障害者手当の支給の制限①	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
58	特別障害者手当の支給の制限②	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
59	特別障害者手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
60	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		
61	措置命令	介護保険法	第78条の9第3項		
62	指定の取消し等	介護保険法	第78条の10		
63	勧告に係る措置命令	介護保険法	第83条の2第3項		
64	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等	介護保険法	第84条第1項		
65	措置命令	介護保険法	第115条の18第3項		
66	指定の取消し等	介護保険法	第115条の19		
67	措置命令	介護保険法	第115条の28第3項		
68	指定の取消し等	介護保険法	第115条の29		
69	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令	介護保険法	第115条の34第3項		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
70	勧告に係る措置命令	介護保険法	第115条の45の8第3項		
71	指定事業者の指定の取消し等	介護保険法	第115条の45の9		
72	不正利得の徴収	生活困窮者自立支援法	第18条第1項		
73	更生に必要な指導措置の解除	身体障害者福祉法	第17条の2第1項第3号		
74	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	身体障害者福祉法	第18条		
75	障害福祉サービス等の費用の徴収	身体障害者福祉法	第38条第1項		
76	障害福祉サービスの提供措置の解除	知的障害者福祉法	第15条の4		
77	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第1号		
78	障害者支援施設等への入所措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第2号		
79	職親委託措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第3号		
80	知的障害者の入所費用の徴収	知的障害者福祉法	第27条第1項		
81	不正利得の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第8条		
82	支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第25条第1項		
83	地域相談支援給付決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の10第1項		
84	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項		
85	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第2項		
86	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の33第3項		
87	支給認定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第57条第1項		
88	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の6第1項		
89	計画相談支援給付費の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の55第1項		
<b>◎健康福祉部 こども政策課</b>					
90	公私連携法人の指定の取消し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第11項		
91	事務の適正な実施のための監督上の命令	児童福祉法	第21条の13		
92	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除	児童福祉法	第24条第5項及び第6項		
93	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令	児童福祉法	第34条の8の3第3項		
94	放課後児童健全育成事業の停止命令等	児童福祉法	第34条の8の3第4項		
95	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に対する改善命令	児童福祉法	第34条の17第3項		
96	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の停止命令等	児童福祉法	第34条の17第4項		
97	児童育成支援拠点事業の停止命令等	児童福祉法	第34条の17の3第3項		
98	公私連携保育法人の指定の取消し	児童福祉法	第56条の8第11項		
99	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消し	児童福祉法	第58条第2項		
100	受給資格の喪失	児童手当法	第4条		
101	手当の不支給	児童手当法	第10条		
102	調査拒否等による手当支払差止め	児童手当法	第11条		
103	支払いの調整	児童手当法	第13条		
104	不正利得の徴収	児童手当法	第14条第1項		
105	児童扶養手当の受給資格の喪失	児童扶養手当法	第4条		
106	児童扶養手当の支給の調整	児童扶養手当法	第4条の2		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
107	受給資格者の所得による支給の制限①	児童扶養手当法	第9条第1項		
108	受給資格者の所得による支給の制限②	児童扶養手当法	第9条の2		
109	父又は母に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第10条		
110	養育者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第11条		
111	児童扶養手当の返還	児童扶養手当法	第12条第2項		
112	母、父又は養育者に対する手当の支給制限	児童扶養手当法	第13条の2		
113	受給資格者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第13条の3第1項		
114	規定違反に対する支給の制限	児童扶養手当法	第14条		
115	届出等不履行の支払の差止め	児童扶養手当法	第15条		
116	不正利得の徴収	児童扶養手当法	第23条第1項		
117	児童扶養手当の手当の支払の調整	児童扶養手当法	第31条		
118	母子家庭日常生活支援の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第17条第1項		
119	母子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の2		
120	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7第3項		
121	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31条の2		
122	寡婦日常生活支援の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第3項		
123	受給資格の喪失	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第4条		
124	調査書類提出命令拒否による支給制限	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第9条		
125	届出等拒否による手当支払い差止め	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第10条		
126	支払の調整	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第12条		
127	不正利得の徴収	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第13条第1項		
128	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)		
129	教育・保育給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第24条第1項		
130	施設等利用給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第30条の9第1項		
131	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第39条第4項		
132	特定教育・保育施設の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第40条第1項		
133	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第51条第3項		
134	特定地域型保育事業者の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第52条第1項		
135	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第57条第3項		
136	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第58条の9第5項		
137	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第58条の10第1項		
138	特定保育所の保育費用の徴収	子ども・子育て支援法	附則第6条第4項		
<b>◎健康福祉部 こども家庭支援課</b>					
139	家庭支援事業による支援提供の措置の解除	児童福祉法	第21条の18第2項		
140	母子保護の実施の解除	児童福祉法	第23条		
141	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第10条の4第1項		
142	妊婦給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第10条の10		
<b>◎健康福祉部 健康増進課</b>					

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
143	賠償受給による給付の制限	予防接種法	第18条第1項		
144	賠償受給額相当額の返還命令	予防接種法	第18条第2項		
145	不正受給者からの給付額の徴収	予防接種法	第19条第1項		
146	障害年金の給付の額の改定	予防接種法施行令	第15条		
147	命令に従わない場合の給付差止め	予防接種法施行令	第16条第2項		
<b>◎健康福祉部 地域医療推進課</b>					
148	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	第3条		
149	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	第3条		
150	物件に係る措置の実費徴収	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	第3条		
151	予防接種の実費の徴収	予防接種法	第28条		
152	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第1項		
153	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第2項		
154	物件に係る措置の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第3項		
<b>◎健康福祉部 介護保険課</b>					
155	在宅サービスの提供に係る措置の解除	老人福祉法	第10条の4第1項		
156	日常生活用具の給付等の措置の解除	老人福祉法	第10条の4第2項		
157	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	老人福祉法	第11条第1項		
158	入所措置費用の徴収	老人福祉法	第28条第1項		
159	不正利得の徴収	介護保険法	第22条		
160	職権による要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第30条第1項		
161	要介護認定の取消し	介護保険法	第31条第1項		
162	職権による要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の3第1項		
163	要支援認定の取消し	介護保険法	第34条第1項		
164	保険給付の制限	介護保険法	第64条		
165	保険給付の制限	介護保険法	第65条		
166	保険料滞納者に係る支払方法の変更	介護保険法	第66条第1項及び第2項		
167	保険給付の支払の一時差止	介護保険法	第67条第1項及び第2項		
168	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	介護保険法	第68条第1項及び第2項		
169	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	介護保険法	第69条第1項		
170	保険料額の決定	介護保険法	第129条第1項		
<b>◎環境生活部 市民課</b>					
171	個人番号カードの返納命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	第16条第1項		
172	診療報酬の支払いの一時差止め	母子保健法	第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第2項		
173	費用の徴収	母子保健法	第21条の4第1項		
174	一部負担金不払いによる徴収	国民健康保険法	第42条第2項		
175	故意の場合の給付制限	国民健康保険法	第60条		
176	闘争・泥酔等の場合の給付制限	国民健康保険法	第61条		
177	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	国民健康保険法	第62条		
178	強制診断等拒否の場合の給付制限	国民健康保険法	第63条		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
179	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	国民健康保険法	第63条の2	【共通担当部署】 総務部 税務課 環境生活部 市民課	
180	被保険者に対する不正利得の徴収	国民健康保険法	第65条第1項		
181	国保医に対する連帯納付命令	国民健康保険法	第65条第2項		
182	療養取扱機関の費用納付命令等	国民健康保険法	第65条第3項		
<b>◎環境生活部 環境政策課</b>					
183	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令	自然公園法	第58条		
184	原因者への工事費用負担命令	自然公園法	第59条		
185	改善命令	気候変動適応法	第23条第5項		
186	熱中症対策普及団体の指定の取消し	気候変動適応法	第23条第6項		
187	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第12条第2項		
188	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第15条第2項		
189	振動防止方法の改善命令	振動規制法	第12条第2項		
190	振動防止方法の改善命令	振動規制法	第15条第2項		
191	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4第1項		
192	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4の2第1項		
193	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第2項		
194	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第3項		
195	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第4項		
196	事業の廃止等についての措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項		
197	墓地等の許可取消し、使用禁止等	墓地、埋葬等に関する法律	第19条		
<b>◎環境生活部 衛生処理場</b>					
198	一般廃棄物収集運搬業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3		
199	一般廃棄物処分業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3		
200	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4		
201	一般廃棄物処分業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4		
202	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第1号		
203	浄化槽の清掃について必要な指示	浄化槽法	第41条第1項		
204	浄化槽清掃業の許可の取消し等	浄化槽法	第41条第2項		
<b>◎産業振興部 産業企画課</b>					
205	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第28条		
206	計画の認定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第29条第1項		
207	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項		
208	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第3項		
209	先端設備等導入計画の認定の取消し	中小企業等経営強化法	第53条第2項及び第3項		
210	変更命令	工場立地法	第10条第1項		
211	法令等違反に対する措置命令	商店街振興組合法	第85条		
212	組合に対する解散の命令	商店街振興組合法	第86条		
213	高度化事業計画変更の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項		
<b>◎産業振興部 農林水産課</b>					

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
214	海岸占用料、土石採取料の徴収	海岸法	第11条		
215	占用許可の取消し、行為中止命令等	海岸法	第12条第1項		
216	占用許可の取消し、行為中止命令等	海岸法	第12条第2項		
217	船舶の除却等の措置命令	海岸法	第12条第3項		
218	補償費用の原因者への負担命令	海岸法	第12条の2第4項		
219	工事原因者への工事施行命令	海岸法	第16条第1項		
220	海岸保全施設の改良、補修命令等	海岸法	第21条第1項		
221	海岸保全施設の改良、補修命令等	海岸法	第21条第2項		
222	操作施設についての措置命令	海岸法	第21条の3第1項及び第2項		
223	業務運営の改善命令	海岸法	第23条の5第2項		
224	海岸協力団体の指定の取消し	海岸法	第23条の5第3項		
225	工事原因者への費用負担命令	海岸法	第31条第1項		
226	附帯工事費用の原因者負担命令	海岸法	第32条第3項		
227	受益者への工事費用負担命令	海岸法	第33条第1項		
228	負担金等の督促	海岸法	第35条第1項		
229	延滞金の徴収	海岸法	第35条第2項		
230	認定の取消し	市民農園整備促進法	第10条		
231	監督処分	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の3		
232	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項		
233	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項		
234	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項		
235	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項		
236	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項		
237	協定の認可の取消し	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第37条第1項		
238	組合員等への事務費の賦課	農業保険法	第118条第1項		
239	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9		
240	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の8第1項		
241	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条		
242	経営管理権集積計画の取消し	森林経営管理法	第8条		
243	経営管理実施権配分計画の取消し	森林経営管理法	第40条第2項		
244	災害等防止措置命令	森林経営管理法	第42条第1項		
245	土地、水面等の使用及び収用等の処分	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第36条第2項		
246	原状回復命令	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第37条第2項		
247	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用認定の取消し	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第37条の2第8項		
248	監督処分	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第39条の2第1項及び第2項		
249	実施計画に係る認定の取消し	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第45条第2項		
250	土砂採取料、占用料の徴収	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第39条の5第1項		
251	漁港水面施設運営権の取消し等	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第59条第1項及び第2項		
252	漁港協力団体に対する措置命令及び指定の取消し	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第63条第2項及び第3項		

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
253	過怠金の徴収	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第39条の5第2項		
254	設備整備計画の認定の取消し	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第3項		
255	救護費用の納付命令	水難救護法	第15条第2項		
256	施設又は補償の命令	公有水面埋立法	第10条(第42条第3項において準用する場合を含む。)		○
257	免許料の徴収(額及び納付期限の決定に限る。)	公有水面埋立法	第12条第1項		○
258	災害防止に関する義務の命令	公有水面埋立法	第30条		○
259	物件の除却の命令	公有水面埋立法	第31条(第42条第3項において準用する場合を含む。)		○
260	処分の取消し、その効力の制限若しくはその条件の変更又は物件の改築若しくは除却、施設若しくは原状回復の命令	公有水面埋立法	第32条第1項(第36条において準用する場合を含む。)		○
261	補償の命令	公有水面埋立法	第32条第2項		○
262	更正又は施設の命令	公有水面埋立法	第33条第1項		○
263	必要な措置をとることの命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第9項		○
264	許可の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第10項		○
265	許可の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項		○
266	登録の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項		○

◎産業振興部 農地整備課

267	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	第16条第3項(第17条第4項において準用する場合を含む。)		
268	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収	農住組合法	第11条		
269	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項		
270	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項		
271	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項		
272	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項		
273	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項		
274	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項		
275	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項		
276	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第6項		
277	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
278	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
279	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
280	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
281	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	土地改良法	第96条の4		
282	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	土地改良法	第96条の4		
283	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項		
284	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条		
285	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項		
286	事業計画の認定の取消し	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第7条第2項		

◎建設部 事業推進課

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
287	物件移転費用等の納付命令	土地収用法	第128条第3項		
288	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	土地収用法	第138条第1項		
289	災害等防止措置命令	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第39条		
290	推進法人に対する措置命令	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第49条第2項		
291	推進法人の指定の取消し	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第49条第3項		
<b>◎建設部 都市計画課</b>					
292	業務運営改善の措置命令等	都市計画法	第75条の7第2項及び第3項		
293	監督処分	都市計画法	第81条第1項		
294	是正命令	駐車場法	第19条		
295	勧告履行命令	都市再生特別措置法	第62条の10第5項		
296	協定の認定の取消し	都市再生特別措置法	第77条		
297	不正手段による許可等の取消し(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
298	宅地工事施行停止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
299	土地使用禁止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
300	工事施行の緊急停止命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
301	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
302	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
303	造成宅地防災区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
304	造成宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
305	立地誘導促進施設協定の認可の取消し	都市再生特別措置法	第109条の6第1項		
306	改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項		
307	原状回復等の措置の指示	都市公園法	第10条第2項		
308	原因者への費用負担命令	都市公園法	第13条		
309	附帯工事原因者への費用負担命令	都市公園法	第14条第2項		
310	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第2項		
311	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第4項		
312	都市公園の原状回復等の命令	都市公園法	第27条第1項		
313	工作物等の除去などの措置に係る費用負担	都市公園法	第27条第9項		
314	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
315	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)	都市公園法	第33条第4項		
316	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
317	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
318	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
319	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
320	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
321	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等	景観法	第17条第1項		
322	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令	景観法	第17条第5項		
323	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令	景観法	第23条第1項		
324	景観重要建造物の管理改善の措置命令	景観法	第26条		
325	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)	景観法	第32条第1項		
326	景観重要樹木の管理改善の措置命令	景観法	第34条		
327	違反建築物に対する措置命令	景観法	第64条第1項		
328	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	景観法	第70条第1項		
329	景観整備機構に対する業務改善命令	景観法	第95条第2項		
330	景観整備機構の指定の取消し	景観法	第95条第3項		
331	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第14条		
332	集約都市開発事業計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第15条		
333	勧告に係る措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第22条第3項		
334	空家等管理活用支援法人に対する措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第25条第2項		
335	空家等管理活用支援法人の指定の取消し	空家等対策の推進に関する特別措置法	第25条第3項		
336	改善命令	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第10条		
337	計画の認定の取消し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第11条第1項		
338	土地の原状回復等の命令	住宅地区改良法	第9条第4項		
339	特定路外駐車場に係る基準適合命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第12条第3項		
340	基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第38条第4項	【共通担当部署】 政策企画部 まちづくり定住課 建設部 都市計画課 建設部 建築営繕課 教育部 総務課	
341	都市下水道における施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第31条		
<b>◎建設部 土地区画整理課</b>					
342	原状回復等の命令	土地区画整理法	第76条第4項		
343	建築物の移転又は除去費用の徴収	土地区画整理法	第78条第2項		
344	仮清算金の徴収	土地区画整理法	第102条第1項		
345	清算金の徴収	土地区画整理法	第110条第1項		
346	清算金の督促	土地区画整理法	第110条第3項		
347	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	土地区画整理法	第117条の2第4項		
<b>◎建設部 建築営繕課</b>					
348	低炭素建築物の新築等に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条		

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
349	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条		
350	違反建築物の除却、移転等の命令	建築基準法	第9条第1項		
351	違反建築物の仮の使用禁止、使用制限	建築基準法	第9条第7項		
352	違反建築工事について緊急の必要のある停止命令	建築基準法	第9条第10項		
353	著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する除却命令等	建築基準法	第10条第2項		
354	危険建築物の使用禁止、使用制限	建築基準法	第10条第3項		
355	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画等における措置命令	建築基準法	第86条の8第5項		
356	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画等の認定取消し	建築基準法	第86条の8第6項		
357	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画等の認定取消し(第86条の8第6項の準用)	建築基準法	第87条の2第2項		
358	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画等における措置命令(第86条の8第5項の準用)	建築基準法	第87条の2第2項		
359	違反煙突等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
360	違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
361	違反煙突等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
362	著しく保安上危険な煙突等の所有者等に対する除却命令等(第10条第2項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
363	危険煙突等の使用禁止、使用制限(第10条第3項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
364	危害防止のための除却等措置命令(第90条の準用における第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
365	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第90条の準用における第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
366	危害防止のための工事停止命令(第90条の準用における第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第1項		
367	危害防止のための除却等措置命令(第9条第1項の準用)	建築基準法	第90条第3項		
368	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)	建築基準法	第90条第3項		
369	危害防止のための工事停止命令(第9条第10項の準用)	建築基準法	第90条第3項		
370	認定事業者に対する改善命令	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条		
371	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条		
372	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条		
373	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第97条第2項		
374	組合に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第98条第3項、第4項及び第7項		
375	個人施行者に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第99条第1項及び第2項		
376	組合に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第161条第3項、第4項及び第7項		
377	敷地分割事業の促進を図るため必要な措置命令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第213条第2項		
378	組合に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第214条第3項、第4項及び第7項		
379	改善命令	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条		
380	計画の認定の取消し	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項		
381	基準適合命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第13条第1項		
382	認定建築主に対する改善命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第33条		
383	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第34条		
384	特別特定建築物に係る基準適合命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
385	認定建築主等に対する改善命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条		
386	認定協定建築主等に対する改善命令(第21条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第5項		
387	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し(第22条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第5項		
388	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条		
389	基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第38条第4項	【共通担当部署】 政策企画部 まちづくり定住課 建設部 都市計画課 建設部 建築営繕課 教育部 総務課	
<b>◎建設部 土木課</b>					
390	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条		
391	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項		
392	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項		
393	是正のための措置命令	道路法	第39条の9		
394	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項		
395	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2		
396	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項		
397	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の14第1項		
398	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の14第2項		
399	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項		
400	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項		
401	連結料の徴収	道路法	第48条の7第1項		
402	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12		
403	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の16		
404	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等	道路法	第48条の62第2項及び第3項		
405	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項		
406	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項		
407	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条		
408	受益者への工事費用負担命令	道路法	第61条第1項		
409	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項		
410	非常災害時の防ぎよ従事命令	道路法	第68条第2項		
411	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第1項		
412	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項		
413	負担金等の督促	道路法	第73条第1項		
414	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	道路法	第91条第2項		
415	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		
416	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	道路法	第91条第2項		
417	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		
418	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	道路法	第91条第2項		
419	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	道路法	第91条第2項		
420	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		
421	改善命令及び指定の取消し	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5第2項及び第3項		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
422	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第100条において準用する第18条		
423	洪水時等における業務従事命令	河川法	第100条において準用する第22条第2項		
424	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第100条において準用する第31条第2項		
425	流水占用料等の徴収	河川法	第100条において準用する第32条第1項		
426	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第100条において準用する第44条第1項		
427	ダム の 操作規程の変更命令	河川法	第100条において準用する第47条第4項		
428	洪水調節のための指示	河川法	第100条において準用する第52条		
429	改善命令及び指定の取消し	河川法	第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項		
430	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第67条		
431	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第100条において準用する第68条第2項		
432	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第100条において準用する第70条第1項		
433	負担金等の督促	河川法	第100条において準用する第74条第1項		
434	延滞金の徴収	河川法	第100条において準用する第74条第5項		
435	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項		
436	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第2項		
437	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第76条第3項		
<b>◎上下水道部 管理課</b>					
438	指定公金事務取扱者の指定の取消し	地方公営企業法	第33条の2		
439	受益者負担金の徴収	都市計画法	第75条第1項		
440	受益者負担金の督促	都市計画法	第75条第3項		
<b>◎上下水道部 水道課</b>					
441	給水停止命令(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第37条		
<b>◎上下水道部 下水道課</b>					
442	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第3項		
443	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第4項		
444	特定施設の設置計画の廃止命令等	下水道法	第12条の5		
445	特定事業場の事故時の応急措置の命令	下水道法	第12条の9第2項		
446	施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第18条		
447	汚濁原因者への工事費用負担命令	下水道法	第18条の2		
448	改築工事原因者への費用負担命令	下水道法	第19条		
449	改善命令	下水道法	第25条の20		
450	計画の認定の取消し	下水道法	第25条の21第1項		
451	下水の排除の停止命令等	下水道法	第37条の2		
452	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第1項		
453	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第2項		
454	補償金の原因者に対する負担命令	下水道法	第38条第6項		
455	排水設備の設置等の命令	浄化槽法	第12条の8第3項(第12条の10第2項において準用する場合を含む。)		
456	転換計画の認定の取消し	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第5項		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
<b>◎消防部 予防課</b>					
457	火災予防に必要な措置の命令	消防法	第3条第1項		
458	防火対象物の改修、除去等の命令	消防法	第5条第1項		
459	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限	消防法	第5条の2第1項		
460	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令	消防法	第5条の3第1項		
461	防火管理者を定めるべき旨の命令	消防法	第8条第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
462	防火管理上必要な措置の命令	消防法	第8条第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
463	統括防火管理者を定めるべき旨の命令	消防法	第8条の2第5項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
464	統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な措置の命令	消防法	第8条の2第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
465	防火対象物の定期点検虚偽等表示の除去、消印命令	消防法	第8条の2の2第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
466	特例認定の取消し	消防法	第8条の2の3第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
467	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示の除去、消印命令	消防法	第8条の2の3第8項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
468	自衛消防組織の設置命令	消防法	第8条の2の5第3項		
469	危険物の貯蔵、取扱に関する命令	消防法	第11条の5第1項		
470	移動タンク貯蔵所に関する命令	消防法	第11条の5第2項		
471	危険物施設の位置等の措置命令	消防法	第12条第2項		
472	危険物施設の許可取消し、使用停止	消防法	第12条の2第1項		
473	危険物施設の使用停止命令	消防法	第12条の2第2項		
474	危険物施設の緊急使用停止命令等	消防法	第12条の3第1項		
475	危険物保安統括管理者等解任命令	消防法	第13条の24第1項		
476	予防規程の変更命令	消防法	第14条の2第3項		
477	事故時の応急措置命令	消防法	第16条の3第3項		
478	事故時の応急措置命令	消防法	第16条の3第4項		
479	無許可施設等に対する措置命令	消防法	第16条の6第1項		
480	消防用設備等に関する措置命令	消防法	第17条の4第1項		
481	特殊消防用設備等の設置維持命令	消防法	第17条の4第2項		
482	技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令(火薬類取締法施行規則第15条の表(5)から(7)までに規定する場所において貯蔵している火薬類に関するものに限る。)	火薬類取締法	第11条第3項		○
483	許可の取消し	火薬類取締法	第17条第3項		○
484	許可の取消し	火薬類取締法	第25条第3項		○
485	火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は火薬類取扱副保安責任者の解任の命令	火薬類取締法	第34条第2項		○
486	安定度試験の実施の命令	火薬類取締法	第36条第2項		○

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
487	消費又は廃棄の一時禁止又は制限	火薬類取締法	第45条第2号		○
488	火薬類の所在場所の変更又は廃棄の命令	火薬類取締法	第45条第3号		○
489	火薬類の収去の命令	火薬類取締法	第45条第4号		○
490	指定の取消し	火薬類取締法施行規則	第67条の7第3項		○
491	製造等の停止の命令	高圧ガス保安法	第38条第2項		○
492	緊急の措置(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの販売に係るもの及び液化石油ガス法第2条第2項の一般消費者等の液化石油ガスの貯蔵又は消費に係るものを除く。)	高圧ガス保安法	第39条		○
493	許可の取消し	高圧ガス保安法	第9条		○
494	第一種製造者の製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って製造すべきことの命令	高圧ガス保安法	第11条第3項		○
495	第二種製造者の製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って製造すべきことの命令	高圧ガス保安法	第12条第3項		○
496	技術上の基準に従って貯蔵すべきことの命令	高圧ガス保安法	第15条第2項		○
497	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことの命令	高圧ガス保安法	第18条第3項		○
498	技術上の基準に従って販売すべきことの命令	高圧ガス保安法	第20条の6第2項		○
499	必要な措置をとるべきことの命令	高圧ガス保安法	第22条第3項		○
500	消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って消費すべきことの命令	高圧ガス保安法	第24条の3第3項		○
501	危害予防規程の変更の命令	高圧ガス保安法	第26条第2項		○
502	危害予防規程の遵守又は遵守のための必要な措置をとるべきことの命令	高圧ガス保安法	第26条第4項		○
503	保安教育計画の変更の命令	高圧ガス保安法	第27条第2項		○
504	解任の命令	高圧ガス保安法	第34条		○
505	許可の取消し又は製造等の停止の命令	高圧ガス保安法	第38条第1項		○
506	充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って充てんすべきことの命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の5第3項		○
507	許可の取消し及び使用の停止の命令(充てん設備に係るものに限る。)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の7第1項		○
<b>◎消防部 警防課</b>					
508	居住者等への水防業務従事命令	水防法	第24条		
<b>◎出納室</b>					
509	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項		
510	指定公金事務取扱者の指定の取消し	地方自治法	第243条の2の3第1項		
<b>◎教育部 総務課</b>					
511	学校施設の返還命令	学校施設の確保に関する政令	第4条		
512	学校施設にある工作物等移転命令	学校施設の確保に関する政令	第15条		
513	基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第38条第4項	【共通担当部署】 政策企画部 まちづくり定住課 建設部 都市計画課 建設部 建築営繕課 教育部 総務課	
<b>◎教育部 石見銀山課</b>					
514	措置命令及び指定の取消し	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第36条第2項及び第3項		

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例関連
515	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可の取消し等	文化財保護法	第125条第3項において準用する第43条第4項		
516	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等	文化財保護法	第192条の4第2項及び第3項		
<b>◎公平委員会事務局</b>					
517	職員団体規約の認証の取消し	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第8条第1項		
518	職員団体の登録取消し、効力停止	地方公務員法	第53条第6項		
<b>◎農業委員会事務局</b>					
519	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等	農地法	第3条の2第2項		
520	措置命令	農地法	第42条第1項		
521	違反転用に対する処分	農地法	第51条第1項		
522	特定農地貸付の承認の取消し	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項		
523	許可の取消し、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは原状回復等の措置を講ずることの命令(当該事務に係るものに限る。)	農地法	第51条第1項		○